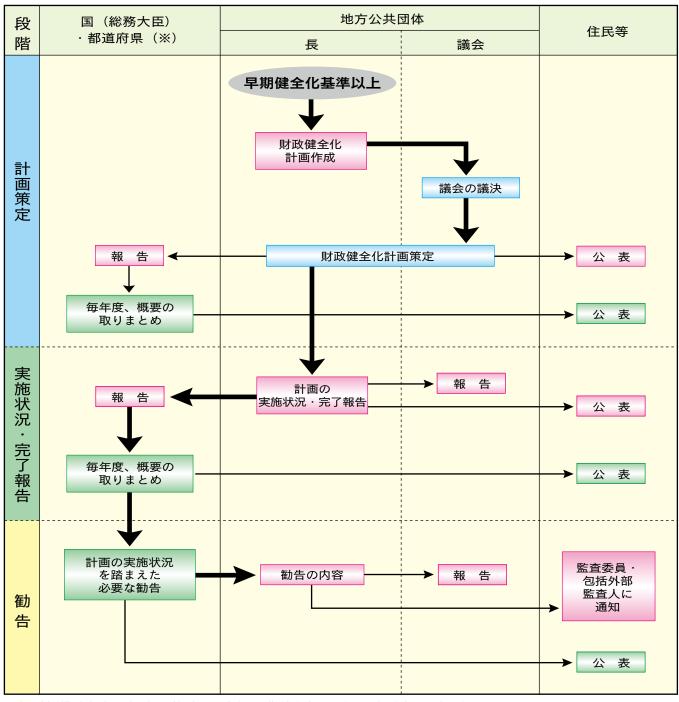
#### (6) 早期健全化の手続き

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画に関する手続きは下図のとおりであり、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告を行います。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

なお、計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができます。



※市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。



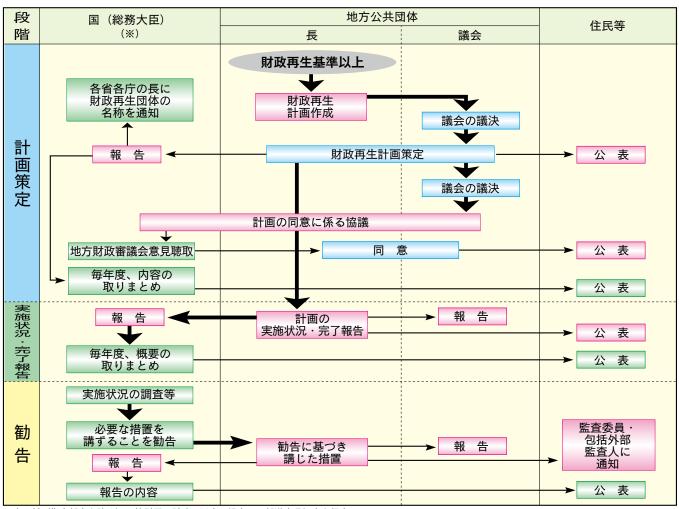
#### (7) 財政再生の手続き

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生 計画を定めなければなりません。

財政再生計画に関する手続きは下図のとおりであり、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとされており、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

なお、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更 等必要な措置を講ずることを勧告できます。

加えて、財政再生団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができない等の制約を受けます。



#### (8) 地方財政の健全化の見直し

地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年以上が経過し、現行制度では必ずしも捉え切れていない地方公共団体の財政リスクについて指摘されたことから、平成28年3月31日に以下のとおり同法が改正され、平成28年度決算から適用されました。

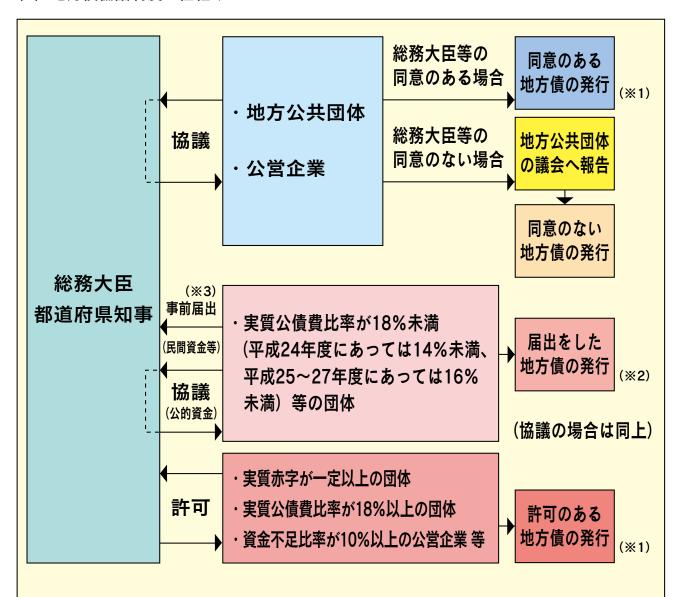
- ○第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けについて、第三セクター等の経営状況が悪化した場合、当該貸付金の返済がなされず、地方公共団体の負担となるおそれがあることから、将来負担比率に算入。
- ○不動産の信託について、公有地信託事業等が悪化した場合、事業に係る負債を地方公共団体が負担するおそれがあることから、将来負担比率に算入。



# 5 地方債協議制度と地方公共団体財政健全化法

平成17年度までは地方公共団体は国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できませんでしたが、 平成18年度からは協議制度となり、また、平成24年度からは、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点 から、民間資金債に係る地方債届出制度が導入されました。さらに、平成28年度には、協議不要基準が緩和 され、従来の協議対象が原則届出対象となりました。

#### (1) 地方債協議制度の仕組み

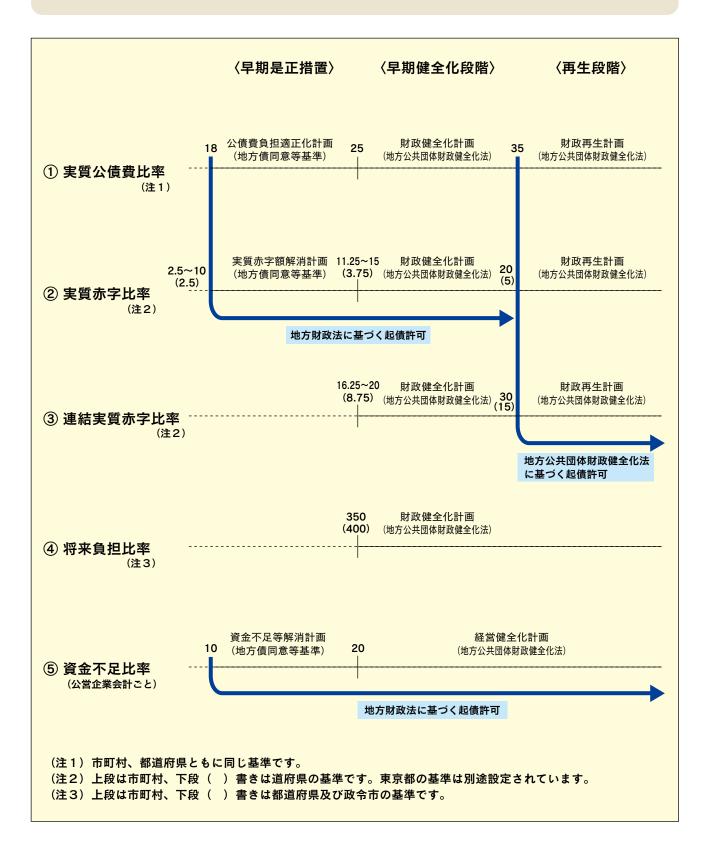


- ※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
  - ・公的資金の充当・元利償還金の地方財政計画への算入
- ※2 届出をした地方債(民間資金等)のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、
  - ・元利償還金の地方財政計画への算入
- ※3 一部の地方債については財政融資資金(特別転貸債など)



#### (2) 地方債協議制度における早期是正措置と地方公共団体財政健全化法

地方財政法と地方公共団体財政健全化法に基づく起債許可基準の関係を図に表すと、以下のとおりになります。なお、実質赤字比率に基づく起債許可基準は、標準財政規模の大きさにより2.5~10%となっています。

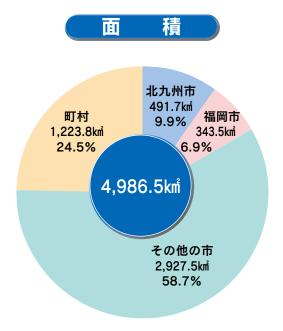




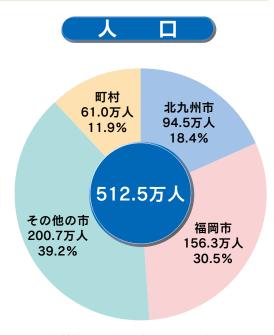
# Ⅱ県内市町村財政の現状

# 1 県内市町村の状況

本県の市町村の財政規模をみると、北九州市、福岡市が56.1%を占め、その他の市町村が43.9%となっています。



令和2年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院HP): 令和2年10月1日現在※



住基人口:令和3年1月1日現在※

# 大口 (65歳以上) 町村 18.0万人 12.7% 北九州市 29.2万人 20.7% 441.3万人 福岡市 34.3万人 42.3%

住基人口:令和3年1月1日現在※

財 3,714億円 10.8% 北九州市 6,771億円 19.7% 3兆4,337億円 福岡市 1兆1,374億円 33.1% 1兆2,478億円 36.4%

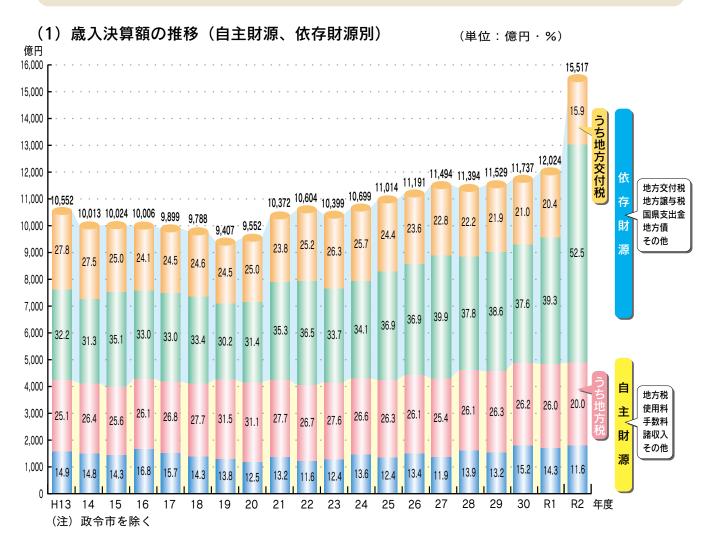
令和2年度県内市町村 普通会計歳出決算※

※「その他の市」・「町村」の区分は、令和3年3月31日現在の区分による。

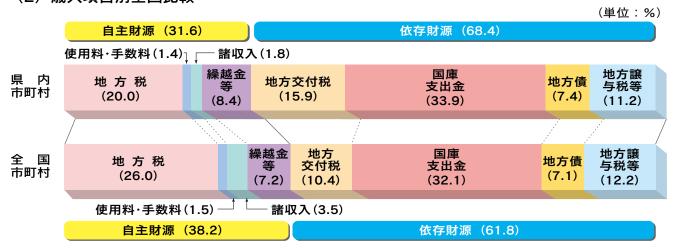


### 2 歳入

全国と比較した場合、自主財源の比率が低く、中でも地方税の比率が特に低くなっています。令和2年度は、国庫支出金の比率が高く、そのため依存財源の比率が高くなっています。



#### (2) 歳入項目別全国比較



(注) 県内市町村は、政令市を除く

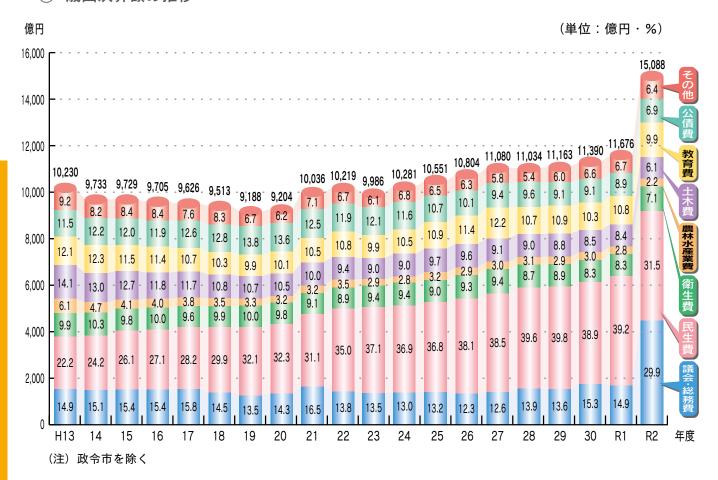


# 3 歳出

#### (1)目的別

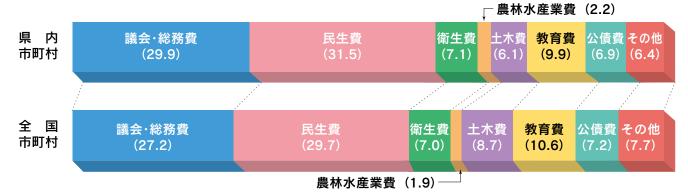
全国と比較した場合、土木費、教育費、公債費の占める割合は低くなっていますが、議会・総務費、 民生費などの占める割合は高くなっています。

#### ① 歳出決算額の推移



#### ② 歳出項目別全国比較

(単位:%)



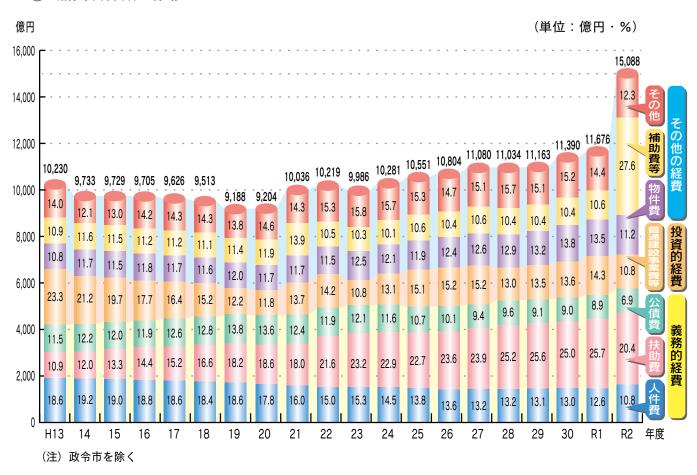
(注) 県内市町村は、政令市を除く



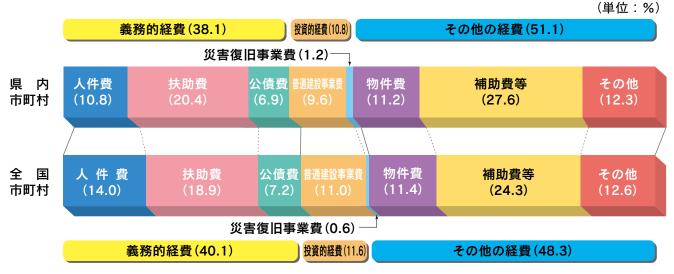
#### (2) 性質別

全国と比較した場合、人件費、普通建設事業費などの占める割合は低くなっていますが、扶助費、補助 費等の占める割合は高くなっています。

#### ① 歳出決算額の推移



#### ② 歳出項目別全国比較

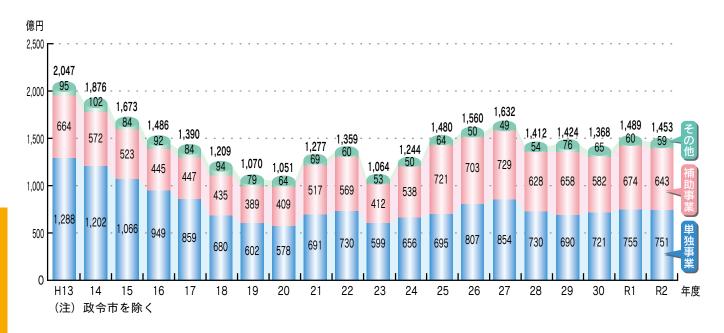


(注) 県内市町村は、政令市を除く



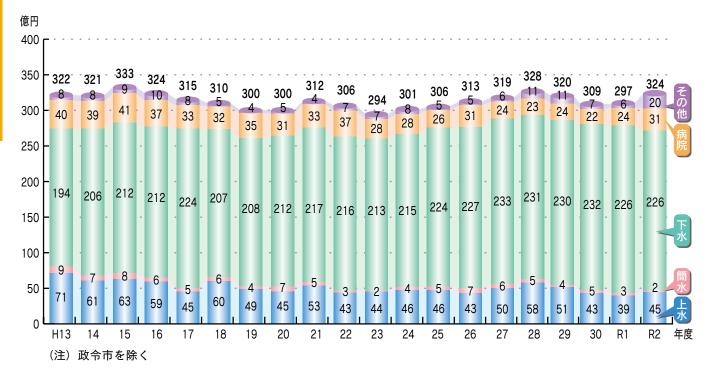
#### ③ 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、景気の低迷等に伴う財政状況の悪化や、地方財政計画における投資的経費の削減などにより減少傾向にありましたが、平成21年度から国の経済対策等により増加に転じました。平成28年度に補助事業、単独事業ともに減少し、近年は概ね横ばいとなっています。



#### ④ 公営企業に対する繰出金の推移

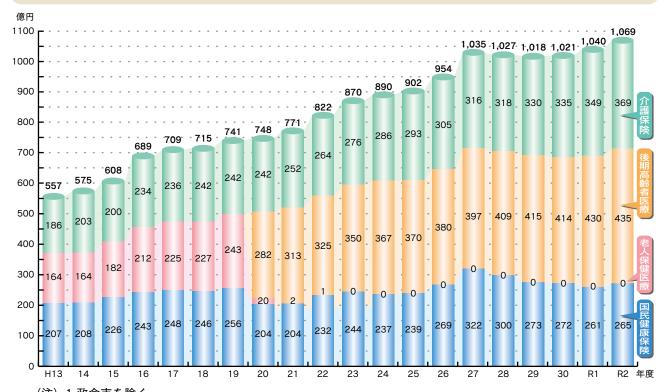
公営企業に対する一般会計からの繰出金は、近年、概ね横ばいとなっており、その内、下水道事業が 全体の約70%を占めています。





#### ⑤ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移

3事業会計への繰出金については、近年、増減はあるものの、長期的にみると増加傾向にあり、平成13年度の約1.9倍となっています。

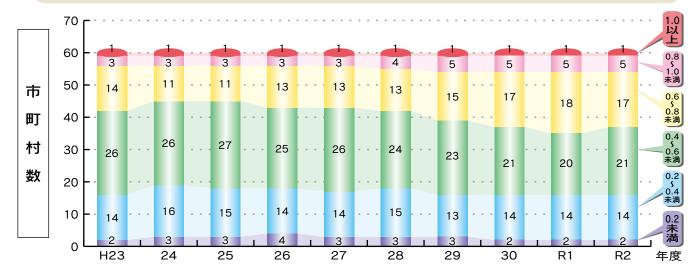


(注) 1 政令市を除く 2 平成20年度から老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が創設された(残務処理のため存続していた 老人保健医療事業会計は、平成23年度から設置義務がなくなった。)。

# 4 主な財政指標の状況

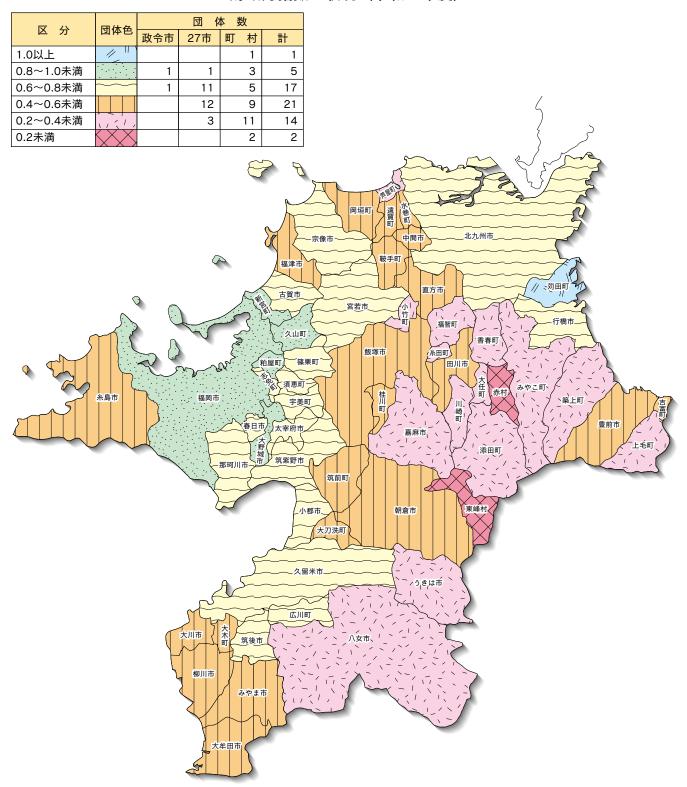
#### (1) 財政力指数の状況(段階別)

区分別では0.4以上0.6未満に属する団体の割合が例年最も高くなっています。多くの団体で財政基盤 の強化が必要です。





# 財政力指数の状況(令和2年度)



財政力指数

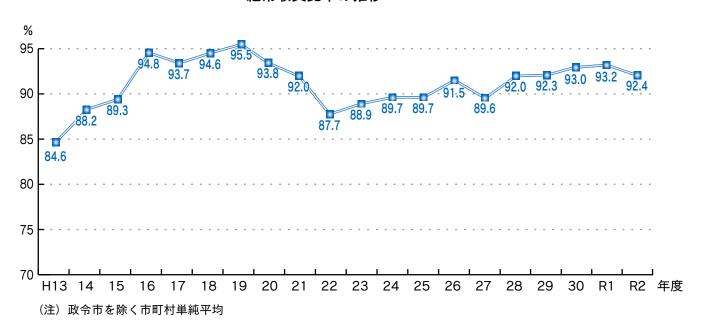
当該団体の財政力を表す指標で、「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財源に余 裕があるとされます。



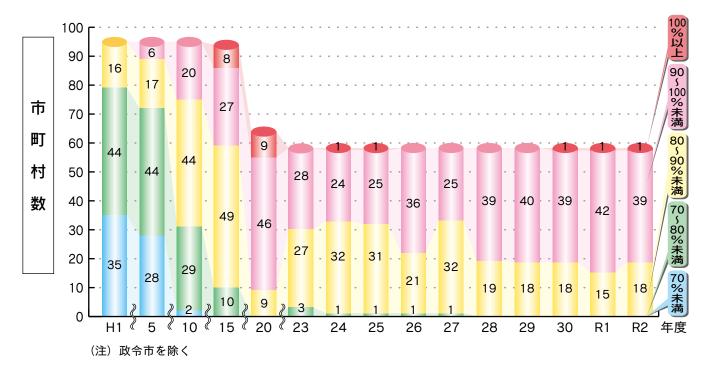
#### (2) 経常収支比率の推移及び状況

財政の弾力性を示す経常収支比率の県内市町村の平均は、平成19年度をピークに平成22年度まで改善傾向にありましたが、義務的経費である扶助費の増加等により、平成23年度以降は平成27年度を除き上昇が続いています。令和2年度は92.4%と改善していますが、依然として財政構造が硬直化しており、弾力性に乏しい状況が続いています。

#### 経常収支比率の推移



#### 経常収支比率の状況(段階別)





#### 経常収支比率の状況(令和2年度)

経常収支比率が100%以上の市町村は全国に31団体あり、うち1団体が本県の市町村でした。なお、 県内市町村の約9割が経常収支比率85%以上となるなど、多くの団体において財政構造の弾力性が乏しい 状況です。

区分	団体色	団 体 数				
		政令市		町村	計	
100%以上			1		1	
95~100%未満		. 1	9	10	20	
90~95%未満		1	11	9	21	
85~90%未満			6	7	13	/
80~85%未満	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			5	5	ζ
80%未満	$\times$				0	۲ ک
		<b>A</b> A B B T		那珂川市大木町	和名のでは、大文、東京の大学のでは、大文、東京の大学のでは、大文、東京の大学のでは、大文、東京の大学のでは、大文、東京の大学のでは、大文、東京の大学のでは、大文、東京の大学のでは、大文、東京の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	国

# 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになります。

